

第2回本人確認情報保護審議会議事録(2003.1.30)

出席委員

不破委員(審議会会長)、佐藤委員(会長代理)、櫻井委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

県出席者

田中知事、宮尾総務部長、田山企画局長、山本市町村課長、松林情報政策課長 ほか

司会:

ただいまから第2回長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。
開会にあたりまして知事からあいさつを申し上げます。

田中知事:

どうぞよろしくお願ひいたします。

前回に引き続きまして長野県本人確認情報保護審議会にお越しいただき、たいへん感謝申し上げます。前回、清水委員からご提言がありました住民基本台帳ネットワークシステムに関する県内120の市町村の担当者へのアンケート調査をたいへんお忙しい中、委員の方々の自力でご調査いただきまして、その結果も今日発表いただけるようでございます。そうした調査の実態に基づいて、更に具体的な市民社会のために議論をいただければと思っております。最後まで私も出席いたしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会:

審議事項に入ります前に、県側の今回初めての出席者のほうから自己紹介をさせていただきます。

宮尾総務部長:

総務部長の宮尾弘行と申します。何卒よろしくお願ひいたします。

田山企画局長:

企画局長の田山重晴でございます。よろしくお願ひいたします。

司会：

それではこれより審議に入りたいと思います。これ以降は会長の方から進行をお願いしたいと思います。

不破会長：

はい。

みなさん、今日はお忙しいところありがとうございました。これより審議事項に移りたいと思います。なお本日は、予定では15時30分を終了といたしておりますので、どうぞ協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、先ほど知事の方からもお話がありました市町村の現状調査結果、これは前回のこの会におきまして、市町村の取り組みが非常に重要であるということから、現状確認を審議会として行ったらどうかという提案がありました。それに基づきまして、この審議会において各市町村宛に調査を行ったものであります。全てこのアンケート調査は、宛先は会長宛とさせていただきまして、そのデータの開封や集計も我々委員の中だけで責任を持って行ったというものであります。

調査結果につきましては、資料1として皆様のお手元に配布してございますので、調査の取りまとめを主にさせていただきました清水委員の方からその概要について説明をお願いいたします。

清水委員：

資料1をご覧ください。昨年末から今年1月23日までの期間に120自治体のうち112団体の回答をいただきました。1月の時期はかなり忙しいということでしたが、たくさん回答をいただきました。それから自由記載欄の中に、一番最後にも書いてあるんですけども、「担当者2人とも産休で回答を書くのがたいへんなんですが」というものもありまして、そういったところからも実際の現場が本当に少人数で、悪戦苦闘しているんだなということを催促の電話をかけながら実感いたしました。

内容面に移らせていただきますが、内容については、かなり詳細に質問をいたしましたけれども、まずこの制度はメリットが有るか無いかということについて、まず住民にとって、そしてまた別に自治体にとってということに分けて質問しております。住民サービスについては1番目と2番目、「国等の行政機関に対する本人確認情報の提供」、それから「住民票の広域交付」ということについてメリットがあるというふうに書かれています。他方で1.2.3.4.5.6.と見ていきますと、あまり有意義とはいえないんじゃないかということも5としてあるんですけども、そこについては数が相対的には非常に少なくなっています。

次のページを見てください。今度は自治体の側にとって有意義かどうかということを見てみましたところ、1番の「国等の行政機関に対する本人確認情報の提供」ということ

ろが相対的には数多く占めています。約回答の半数がここで答えております。しかし、ここでは5のところまで36団体。これはいずれも有意義とはいえないという答えが2番目に多くなっています。住民の側のメリット、自治体側のメリットのところ、こういったところにズレが既に生じています。

3番目ですけれども、本人確認情報の安全性を脅かすおそれのある利用形態はどれかという質問に対して、またここでも1番目の「国等の行政機関に対する本人確認情報の提供」に不安が、問題があるということを示すところが一番多くありました。次が「その他の行政分野での住基カードの活用」。むしろこれは、総務省などでは積極的に利用範囲を拡大していくべきではないかという提案をしているわけですが、自治体の現場のところでは1番と4番、メリットとされているところについて、むしろ安全性を脅かす利用形態だという様な理解をしていることがこの回答から出ていると思います。

次に4ですけれども、これはコンピュータネットワークシステムですので、仕組みなりをきちんと理解している人が責任を持ってきちんと対応しなければいけないわけですが、「あなたの自治体ではその仕組みや運用管理について最も詳しいのは誰ですか」という質問をしましたところが、圧倒的に担当職員という答えでした。これは予想していたところですが、首長が0というのは、職員が非常にできがいいのか、あるいは首長が何だかよくわかりませんが、予想どおり担当職員が一番理解しているということでした。

次の問5のほうですけれども、「最も詳しいとされた人は、住基ネットに関してどのような意見を持っているか」ということについて、自治体の負担が大きい割に自治体のメリットが少ないというのが102団体と圧倒的。要するに、112団体のうちの102団体の回答となっております。次いで「住民のメリットが少ない」「本人確認情報の漏えいなどプライバシーが心配」というのが多くを占めています。「自治体の負担に応じたメリットはある」というような答えというのはごくわずかでした。

次に問6ですが、問4の回答が首長でない場合、住基ネットの仕組みや管理運用について最も詳しい者の住基ネットに関する評価と首長の評価とは一致しているかどうか。これは一致しているかということが非常に重要ではないかと私たちは考えているわけですが、問題を作った側はそう思っているわけですが、一致していると答えたところは51団体でした。これを多いと見るか少ないと見るかですが、私は個人的には少ないと考えていますが、現実はこのようです。「わからない」が53団体で一番多かったわけですが、これは首長と担当課の職員の意思疎通がちゃんとできていないということを示していると思います。それから、「一致していない」というところがわずかではありますが3団体ある。これも問題であると思います。現場の抱えている問題というのが首長にちゃんと反映されていないというのは、このところのところに現れているんだと思います。の一致しているというのも、どのように反映しているかはともかくとして、と が、特に が多いというのは問題ではないかと思えます。

次に7に移りますが、これは仕様書。これは本来、発注する自治体の側で作成すること

に一般的にはなっているわけですが、独力で作ったかどうかということについて、独力ではないということが圧倒的、殆どを占めています。

では、誰の助力を得たかということについては、既存の住基システムの委託業者、つまり相手方。契約の相手方に協力をしてもらっている。

では「どのくらい協力をしてもらっているのですか」というのが次ですけれども、「すべて」というのが28%、「ほとんどすべて」が46%、「相当程度」が26%、「多少」と「ごく一部」は0%ですから、要するに相当程度というのはどのくらいのものかにもよりますけれども、ほとんどすべての自治体が契約の相手方に仕様書の内容をかなり委ねているということがいえるかと思います。

次に10ですけれども、「その仕様書の内容が適切であることは自治体組織内のだれが判断していますか」ということについて、一番多いのが「担当課長」が40団体、次が「担当職員」で37団体、「首長」も17団体という様になっていますが、最も詳しい者がという実質的なところで考えるとすれば、ここの部分は「担当職員」というのが圧倒的、実質的に占めていてほしいと思うんですけれども、「担当課長」、「首長」と合わせると約半分くらいになっているということです。

では次に移ります。地方自治情報センターから毎週マニュアルが送られてくるわけですが、「これに基づいて管理をしてください」というのが地方自治情報センターの要望なわけですが、「すべて理解している」というのはわずか2%、「相当程度理解している」というのが26%である一方、「多少理解している」、「あまり理解していない」というのが約7割という割合を占めています。これではたして安全、完璧な制度といえるのかどうかというのはかなり疑問のあるところです。

12問目のところは「法定受託事務」ではなく「自治事務」であることを知っていますかということについて、36%の自治体が「知らない」という様に答えているところは問題ではないかと思います。自治事務と法定受託事務の区分けをしないで日々の運用管理にあたっているということです。

問13は「知っている」と答えた自治体の場合、「自治事務であることをどのように考えていますか」ということについて、様々な意見が出されています。この中では法律的な問題点ですとか、予算面の疑問ですとか様々な問題が出されているんですが、11ページの方の上から6つ目の意見、ちょっと長い意見のところなんですけれども、「管理運用は自治事務とはいえ、法律に基づくもので、本当の意味で地方（現場）の意見が反映されたものではなく、地方は国に対して何も言えず、押しつけにすぎない。現在のしくみでは、事務処理等の効率化が図られるわけでもなく、負担はより増大するばかりである」という意見がありますが、このように書いている、この書き方をしている自治体というのはこの自治体しか無いわけですが、どの自治体も同じような問題を抱えているのではないかと思います。また、その2つ下に「住基法第3条第1項の規定が住基ネットにより適正に行えるか疑問」とあります。3条1項というのは住民基本台帳の管理責任は市町村長にあ

るという規定なわけですけれども、それが適正に行われるかどうかは住基ネットについては疑問であると、そう答えているわけです。

次に経費に関することを問14、問15、それから問16と関連して書いているわけですけれども、問16のところでは予想外の出費を余儀なくされることがあり得ないではないけれども、その辺の心配はないかということについて「ない」と答えているところもあるんですけれども、44団体で「ある」というふうに答えています。「ある」と答えたところのそれぞれの意見というのは問17のところに書かれています。

問18はセキュリティに関する規程等のことを聞いていますけれども、県又は地方自治情報センターに連絡や調査依頼をするという対応になると考えられるけれども、そちらの自治体ではそのような対応になっているかということについては、これは県の方でも指導されていることで、「なっている」という様に答えているところが圧倒的な数を占めています。

では、その対応ということについて住民に具体的に知らせているかということについては、「知らせている」と答えているのが30団体でした。つまり30団体が何らかの形で住民に知らせているけれども、それ以外の団体はしていないということです。これでは対応ができていたとしても住民との関係では不十分ではないかと思われるます。

次に問20ですが、「知らせている」という場合、「どういう方法で知らせていますか」ということでは、「自治体の広報」が24団体で最も多い。それから11団体と2番目に多かった「役所の窓口で口頭説明」ということは、来た人全部に説明しているとは思えないので、聞かれれば答えるというようなことなのではないかなと思われるます。

次に問21ですが、実際に住民から問い合わせがあったときに迅速に対応できる体制ができていたかということについて、「できている」という様に答えているところは71団体あります。「できていない」というのが32団体あります。できているかどうかというのがどの程度の内容かについては、今回の調査ではまだ行われていません。

問22ですが、「住基カードによって行政事務が効率化されるという説明がなされることありますが、住基カードは住民からの申請に基づいて交付されることから、住基カードを所持する住民とそうでない住民と双方の対応をすることになるけれども、行政事務の効率化になるのかという質問に対して、「効率化されない」と答えているのが47団体ありますが、「変わらない」というのが39団体、「わからない」というのが17団体、「効率化される」といっているのが7団体です。つまり市町村の責任において発行するカードについて「効率化されない」とか「変わらない」、「わからない」というのが圧倒的な数を占めているということです。

問23ですが、住基カードを独自の事務に利用するための条例をすでに制定していますかということについて、「イエス」と答えたのが1団体だけです。「制定していない」、「準備中」というのが圧倒的です。そもそも住基カードがタイプになるのかタイプになるのかということも決まっていない状況ですので、そもそも条例で今の時点で決めているの

は相当難しいのではないかと実務的に思いますし、かといって、これから準備を始めていて、8月にそういったものを組み込んだカードができるのかどうかというのかなり疑問を感じるところです。

問24は前問で「制定している」、「準備中」と答えた自治体はどのような内容ですかということについて書かれているのがそこに示されているような内容です。まだごくわずかですね。

次に問25ですが、住基カードを条例に基づいて独自利用する制度を採用するに先立って住民の意見を聞いていますかということに対して「聴いている」というのは1団体しかありません。「聴いていない」というのが69団体。「今後聴く予定である」のが11団体。「その他」というのが19団体。「その他」はここに書かれている予定です。中には独自利用を考えていない、予定していないというような意見を書いているところがいくつもあります。

前問で「聴いている」、「今後聴く予定である」と答えた自治体の場合、どのように聴くか、聴く予定であるかということをお聞きしたところが、「ホームページ」、「自治体の広報」で意見募集というものがかなりの割合を占めております。「住民説明会を開いて直接聞いている」というところはわずかしかなかったかありませんでした。

それから、次に「聴いている」と答えた自治体。これは1つしかないわけですがけれども、どんな意見がでているかということについては回答がありませんでした。住民から意見がなかったということなのかもしれません。

次に、住基カードは何枚くらい発行する計画ですかということについては、「未定」という団体が半数を占めております。そもそもどういうタイプのカードになるかということが解らないわけですから非常に決めにくいのではないかと思います。発行枚数、それから人口比。これは色をみて対比していただければ解りますが、そのようなことを考えている自治体の数です。

問29ですが、「住基カードの用途だけでなく、住基カードの問題点も含め、その仕組みについて、すでに住民に説明していますか」という問いに対して、「すでに説明している」というのが14団体あります。その他の選択肢は、「まだ説明していないが、今後説明する予定である」、「まだ説明していないし、今後も説明する予定はない」、「未定」という様になっておりまして、「住基カードの問題点を含めてすでに説明している」というのが14団体あるというのは、これはなかなかのものではないかなと思いますが、その具体的内容についてまだ2次調査をしておりませんので解りません。

問30は自由記載欄として自由に書いていただいたわけですがけれども、例えば一番最初には住基ネットと電子政府(自治体)との関連について詳細を市町村にも伝えていただきたい、とあります。市民への住基ネットの説明を行う際には、将来の住基ネットの姿も必要というような指摘をされているわけですがけれども、この住基ネットとはそもそも市町村事務ですので、市町村のほうでどう作っていくのを自治体ごと、自治体同士で作って

いかなくてもいけないものではないかと法律上思うわけですが、ここには総務省なり地方自治情報センターなりのほうからどういうことなのか言ってくれないとできないというような「法定受託事務」的な考え方がでていないかなと思われま。そこから4つ下に、「担当職員は専任でなく、異動があれば変わってしまいます」ということで、「コンピュータにも精通していないので、マニュアルは送付されても必要部分のみ理解する程度ですし云々。」というように書かれていて、従来の職員人事のあり方というのが、住基ネット、その全国ネットを管理していく上で専任にしなくて大丈夫なのかどうか。専任にしないで従来の人事のままで、外部の民間業者に全面的に寄りかかるような形がいいのかどうか。そういった、ここで指摘されている問題というのは、どこの自治体でも書かれていることなのではないかなというように思います。

いろいろな意見が出ていますが、書いてくださっている方は「問題だ」という指摘の方が圧倒的多数です。また、今回回答した人たちの名前をみると女性の職員の方が非常に多く占めておりまして、その方たちが非常に真摯に、まあ私たちのことをどこまで信頼してくれたかはともかく、「これは公表しません。どこの自治体がどう答えているか公表しない」という条件で、私たち審議会の委員が責任をもって管理します」ということで調査させていただいたわけですが、多くの女性の職員の方たちが、現場の意見、考え方をかなり正直に書いてくれたかなというように思っております。

不破会長：

ありがとうございました。今の清水委員の発言を聞きながら、各市町村がいろいろな住基ネット遂行にあたって困難、例えば人の問題ですとか、予算の問題ですとか、色々な困難がある中で、懸命に問題が生じないように、トラブルが起きないように何とか踏ん張って頑張っているという市町村の姿が見えてくるのではないかという様に思いました。

また、清水委員もおっしゃいましたが、このアンケートに答えてくださった担当者の方は非常に勇気を持って、我々のことを信じて勇気を持って回答してくれた。勇気が伴った意見がたくさんあるのではないかという様に思います。このご意見を一つずつ慎重にこれからの審議会において取り上げながら、ここから学び取っていく必要があるのではないかという様に私の方では思いました。

それではただいまの調査結果につきまして各委員の方からご意見等を伺いたいと思えます。順次ご発言をお願いいたします。

それでは吉田委員の方から。

吉田委員：

興味深い回答が出たなという様に感じております。

私の興味があるのは問7、8、9、このあたりなんですけれども、私自身がですね、そういうセキュリティポリシーだとか、ネットワークの設計についてメーカーさんの方から

意見を求められ、物理的な接続あるいは許容範囲についてですね、ご意見をさせていただくことができました。

そういう中で、現場の方の状況というのは非常におもしろくなっておりまして、各自治体さんでは、ほとんど自らこういうことをやりたいんだとかですね、こういうようにしたいんだというお話がほとんど無くて、メーカーの方から最低限の要求仕様に基づいた形のご提案をすると、まあコンサルティングフィーとかいう形でご提案することになっているんですけども、ほとんどがですね、メーカーさんというのは、はっきり言いますと、各地方自治によってですね、永年のお付き合いがあるメーカーさんというのは決まっていると、かつ地方のそういう業者さんもだいたい顔が決まっている。そこに対してバックヤードを支えているメーカーというのはほとんど決まっている。だいたい決まりものなんですけれども、外資系はほとんど入って無くてですね、そういうところには日本のいわゆる純粋な日本の企業が入っているという実態になっています。

でですね、ある地方、何件かお邪魔をさせていただくことがあるんですけども、だいたいはですね、担当の方とメーカーさんと顔が知れてますし、しょっちゅうゴルフにも一緒に行けば、食事もし、という関係ができあがっているわけです。「こういう製品でこういうふうにやりたいんだよ」というお話があれば「その提案ちょうだいね」、「これぐらいまででいいよね」というようなお話はあるんですね。

そういうことで、たいへん大きなメリットというのはたくさんあるようなんですけれども、今回のようにですね、住基ネットに関してもL G W A Nに関しても同じような形でメーカーから持ってきた提案をですね、自治体の方では受け入れると。それに対して、特段のフィルターにかける機能を持っていない。つまりですね、出された提案のポイントは何か、それにどんなメリットがあるか、どんなデメリットがあるのか。それを表面的にご理解をいただくと、そこで問題が出なければ、あとは通常ですと入札になりますね。あるいは、特定の予算がついているものであれば、部品とかですね、現場調達という形で購入されるという仕組みになっておりますので、なるほどこのアンケートの答えにあるように、ほとんどメーカーさんにお任せしているんだなというのがはっきり解りますし、それから、普段、日頃からお付き合いのあるメーカーさんのお持ちいただく提案というのはストレートにお受け取りになっているということが解ります。

やはり地方の自治体の単位では、メーカーから出てくる提案についてもフィルターをかける仕組みがやはり大事だなということを感じました。

不破会長：

今のご意見は各市町村が自ら何々をやりたいというものではなくて、仕方なくやっているということと、市町村が普段付き合っている業者やメーカーにかなりの部分依存していて、それは特に住基ネットに関しては問題があるというご指摘だと思います。

では次に中沢委員の方から、先ほどの問8などでは、各市町村に上伊那情報センターと

して協力もされているという立場もありだと思えますけれども、よろしく願いいたします。

中沢委員：

まずこの資料について、順番に感じたことを少ししゃべらせていただきたいと思います。

問1で4番目の「その他の行政分野での住基カードの活用」というのは非常に評価が低いわけですね。これ自体、回答者が市民課なり住民課の方という中では住基カードには条例による使用領域があって、条例で使えますよということまでは解っていても、いわゆる電子社会が進展していく中で実際にどんなことに使われていくのかというのがまだ見えてないと思うんですね。そういう中で、以外と低い評価になっているのではないのかなという感じがします。

それから問2で、問1の方で住民サービスについて言って、問2の方では市町村側の事務にとっていいかどうかという聞き方をしているんですが、こういう中で自分のやっている仕事についてあまり効果を認めないというのは、公務員の特性みたいのがでていておもしろいなあという感じがいたします。

それから3ページの住基カードの活用も、安全性を脅かす恐れのある利用形態というのは、非常に住基カードを使うことによってとでているのですが、漠たる不安というような感じが私はいたします。

それから5ページ目ですね、住民のメリットが少ないというのを割と一番回答されている人が多いわけですが、ただ問1の回答、いわゆる住基ネットは住民サービス上有意義かという中では、 に対してはかなり高い評価をしているのですが、そこらとちょっと矛盾がするなという感じがいたします。

住基ネットの機器調達に関して仕様書の問題が出ているわけですが、これ自体、実態としましては住基ネットのシステムは全国センターから市町村のコミュニケーションサーバまでのシステムについては、これは全国センターで作って提供するということになっているわけですね。そして、そのシステムを入れる機器については、いわゆる人口段階別に、例えばファイアウォールはこのようなものにしなさいとか、リカバリーサーバはこのようにしなさいとか、いわゆるスペックを示しているわけですね。そうしてみると、市町村がそのスペックにあったハードウェアを調達するということが残っていないわけですので、市町村側がもし考えるとすると、いわゆる自分のところで持っている既存の住民基本台帳システムから全国センターで用意した市町村に置いてあるコミュニケーションサーバまでの間のシステムをどう作るかということだけなわけですね。ここの機器調達の仕様をどう作ったかというとらえ方の意図なんですけど、そういう意味ではラッシュボードから示されたハードウェアを選択するしか余地がないわけですので、そんなに市町村の人たちが決める力がないと言われても困るなあという感じがいたします。

これは手前味噌のお話になってしまいますが、問14で経費についてでています。問1

4では、平成13年度決算において、住基ネットにかかった経費が200万円より少なかった団体が全体の7%を占めていますが、上伊那の場合は私どものところへコミュニケーションサーバを1台置いて10市町村分管理するというのでやっております。そういう中で200万円より少ないところへ6町村、その次の400万円より少ないところへ1町村、400万円から600万円というところへ1市1町というようなかっこうで載ってますので、私共の共同利用は成功しているという、これは手前味噌なんですけど、そんな感じです。

あとは、住基カードの問題は私共のところはかなり意見もあったりして答えていますので、少し状況を申し上げておきますが、実は住基カードを使いたくてICカードをやっているというわけではありませんで、私共のところでは時間外の窓口サービスをやらないかというお話が平成10年頃あったわけです。事務的にその段階で検討した、住民担当課長会議で検討した中では、人間を使った時間外のサービスというのは非常に高くてついてしまうという中で、議会あるいは理事者のみなさんから、そういう要望があったことについて実現するにはやはり機械でやるべきである。具体的には自動交付機でやるべきである。そういう方向が検討の結果でてまいりまして、一方その頃住基ネットが稼働し、住民基本台帳カードが平成15年に配られるんだということが見えてきたわけです。

そうすると、平成10年なり11年のときに、自動交付機用のカードを配ってやる。これ、色々なところでやってますけれども、そう取り組んでみても平成15年になるとまた住基カードを配り直さなくてはならない。そうすると二重投資になってしまう。そこまでは時間外のサービスについては我慢をさせていただこうじゃないかということで待っていた。

そういう中で、現実的に住基カードが配られる時期になりましたので、たまたま総務省でやられるICカードの実証実験、それに飛びついて90%近い補助金をいただく中でこのシステムの開発にあたっているということでございます。

電子社会をにらんで総務省もそうですが経済産業省でもICカードに関しては実験をしているわけでありまして、おそらく電子カード、ICカードの時代になっていくときに、カードですので、どこでも使えるというカードがベースとして存在しないと、そういう社会はできあがってこないと思うのですけれども、例えばの話が、総務省で今やっているICカードの実証実験を自動交付機以外にも5つの項目を想定してやっているわけですが、これがおそらく将来は保険証だとかそういった行政としてのカードにかなり広がりを持つのではないかなと。そういうことへの対応を考えたりしたときに住基カードがどうであるか。住基カード以外に別のカードを求めていくべきか。私としてはあまり住民の方にたくさん持たせるというのは難しいのではないかなと思います。3,300の自治体にそのカードの管理システムなり何なりは運用費用がかなり高つくようですのでそのようなものは持てない。それを標準システムとして用意をすればらまこうという格好が今の実験の内容になっているのではないかなと思います。

ちょっととりとめのないことを申しましたけれども、とりあえずこのアンケートを見ての感想であります。

不破会長：

ありがとうございます。

共同利用を上伊那ではされているということですが、一点、その点でお聞きしたいんですけども、共同利用されている時のセキュリティというのはどうなのでしょう。

中沢委員：

通常のコンピュータのシステムですね。そういう意味では私どもは独立した庁舎にハードウェアを設置して、また市町村と結ぶ線につきましては専用回線を使っております。

不破会長：

と言うことは、各利用されている市町村でセキュリティポリシーは統一して策定をされているということでしょうか。

中沢委員：

セキュリティポリシーの問題はL G W A Nの導入等が迫ってくる中で、「セキュリティポリシー定めなさいよ」なんて最近非常に指導が厳しくなっているのですが、そういう意味では今のところまだセキュリティポリシーは定めてございません。

不破会長：

わかりました。

あとは上伊那広域では住民サービスの一環としてICカードの活用を、いわば住基カードを待っていたということになるのでしょうか。

中沢委員：

はい。そうですね。

不破会長：

つづきまして、再びになりますが清水委員の方からご意見をいただけますか。

清水委員：

中沢さんのご意見を聞いて、なるほどなど。現場でそれなりにやっている方というのはそのように見るのかっていう、まあ自分で実際やっていることの裏付けでお話をされているので、そうかなと思うんですね。

片方で長野県あるいは全国全部その中沢さんのような方が管理されているのであれば、あるいは違った考え方もあるのかなと思うんですが、中沢さんのご意見とこのアンケートで答えてくださったそれぞれの各自治体の対応ですね。意識レベルというか知識レベルというのか、あまりにも違いすぎるのかなという気もするんですね。どこまで各自治体のレベルを高めることができるのかというのが一つの課題ではあると思うんですけども、そういう先を中沢さんが今実践されていることも一つのモデルとしては意識をしながらも、この現状をどのように考えてどう対策をとっていかなくてはいけないのかというときに、将来的なことではなくて目の前の問題をどう解決していくかということを考えなければいけないかなというのをですね、こういうふうにできるんだなと聞きながらですね、しかし、かといってこの自治体の実情を見るとかなり深刻な問題があるかなと。

今のお話でも90%補助金ですか。そういうようなお話もありましたけれども、住基ネットの管理運用というのは、ネットそのものについては国の費用はでますけれども、各自治体のエリアに入ってきたものについては全部自前のところでやっていかなければいけないわけで、そうした時に自治体が将来メリットがあるかもしれないということについて、しかしリスクもあるかもしれない、それもどちらも曖昧というものについてどこまで投資をしていいものかどうか。それは公共事業の談合が問題なのは大きな無駄遣いというか、そういう問題も含まれていると思うんですね。そういう不正が許されないというのは、そうした時に住基ネットを各自治体が査定をしていくときに責任を持って住民に説明できない。これだけのお金をかけてこういうことができますというような説明をきちんとできないというのがこの実情としてあるのかなと。

だからこれがどういう風に今後発展していくのかということはそれはそれとして、小さいグループあるいは小さい地域でそれを研究実践していくことは非常に意味があることなんだろうと思うし、それはどんどん成長していくと思うんですけども、それをじゃあそのパッケージをその周りでもやってみようという広がり方は解るんだけど、この自前でやっていかなければいけないところがコストの問題とメリットとの危険性の問題。先ほど片方でメリットといいながら片方で問題だよなと。ここで矛盾してるよとおっしゃったんだけど、私も同じように感じたんですけども、矛盾することをやってはいけないんだと思うんですね。公務としては、住民に説明してこういうメリットがありますといったときに、自分もそう思っているからこそ言う。それを提供して、そのためにこういうコストがかかりますという説明ができなければいけないのが、私はそうは思わないんだけどこうなんですよというのは従来の行政手法としてあったかもしれないけれども、これからの行政のあり方としては、それはまずいので一致させていかなければいけない。中沢さんのご意見というのは私は割と一致していると思うんですね。そういうふうを考えて、こういうふうにやっていけばいい。コストの問題についてもこういうふうにできるって。それは実績を持ってらっしゃるから、そういうふうに答えられているんだけど、今回まとめてみて思うのは、そういう技術レベル、意識レベルによっても多くの自治体が

なっていない。それを各自治体としてどう対応するかと言うことと、長野県としてそういう自治体に対してどういう風な協力の仕方ができるかということ、今日、明日の問題として考えていかなければいけないだろうし、住民がそれに対して納得をするために、我々の提案してやろうとしていることについて全面的に情報を公開して、それを住民が納得していけるかどうか、そういうことが重要なんじゃないかなというふうに感じています。

個々の項目についてはあまりにもいろいろあるので、改めてちゃんと報告書はまとめたと思うんですけども、こういう実態というのを県民の方にもよく解っていただいて、その上でこの制度をどういうふう成長させていくのか、どういうふうにしていくのかということも県民も交えて意見を交換していかなければいけないだろうし、それと並行して、このアンケートの中でそのいくつかの自治体についてはですね、私はもっと詳しく聴いていった方がいい。それには上伊那の中沢さんの手前味噌のところですね、是非現場に行ってくださいね、詳しくレクしていただいたりですね。それから非常に積極的に取り組んでいる自治体、それに困っているという自治体とかですね、そういうところを更に詳しく調査をした方がいいのかなというふうに、私は本当にこれを読みながら実感をしていました。

不破会長:

ありがとうございました。

今のお話、市町村の技術レベル、意識レベルは正に色々なレベルがあるのではないかと、最後に提起されましたのは市町村により詳しい調査に行く必要があるのではないかとのことだったと思います。

それでは佐藤委員いかがですか。

佐藤委員:

個人的には行政システムには素人なんですけれども、今回のアンケートの結果をですね、私なりに少し整理をさせてもらいましたので感想を報告したいと思いますけれども、かなりマクロな感想を申し上げます。

基本的にこの審議会はですね、セキュリティとか個人情報保護とか、そういう安全面をどうするかというようなところに視点をおいた審議会だと認識しているんですけども、このアンケートを拝見しますと、実はそれ以前の問題で、この住基ネットシステムそのものに対する存在の意義ですとかですね、はたしてこれでいいのかという仕掛けの問題といえますか、そちらのほうに少し個人的には疑問が出てまいりました。

少しその経過を申し上げますけれども、少なくともこのアンケート、現状においてのシステムの内容をベースとした回答をいただけてますけれども、現状においては少なくとも市町村はですね、このアンケートを一言でいうと、自分たちの行政の費用負担は大きいと、しかしながら市町村事務の効率化にはなっていない。むしろ事務量も増えている。

一方、住民票の広域交付というのはメリットがこれから始まるわけですけども、どう

もそんなに出るものではない、怪しいものだ。

それから住民にとってのメリットもですね、多少問1、2にもあるんですが、基本的にメリットは少ないという判定だったと思います。

したがって各市町村単位に考えますと、現状においてはいいものはない。一方、国レベルからしますと、色々な行政機関で本人確認情報を使うというこの有効利用ができてきますね。あるいは場合によっては、もうちょっと言葉を強くしていえば、国民の総背番号制管理というような道が開けてくるという可能性があるわけです。ですから非常に荒っぽい言葉で申し上げますと、住民票の広域交付サービスをするんだという大義名分のもとで、国による個人情報の統合管理ということにつながってくるようなそういう危惧もある。したがって、このシステムのそもそも論ができて、なるほどいたしかたないのかなというような、まず第一印象でございます。

現状はそういうことで、ほとんど活用の実態が少ないわけですが、これから夏にかけて第二次稼働になるといった場合に、その時に住民や自治体にとってどういうメリットがでてくるんだろうということを少し推測したいと思っておりますけれども、うたい文句になっているのは住基カードですね。住基カードを使うことによって住民サービスが向上されると、あるいは行政事務の効率化が図れるんだということですが、これは出てみないと解らないんですけれども、メリットに対してリスクとかコストの相対的な比較ですから、これをやっぱり推測ではなくて実態としてどうかという、この点をもう少し議論したいと思います。今少なくとも推定されるのは行政事務の効率化がされるだろうと。住基カードそのものによってメリットがでてくるという回答はこのアンケートでは7%です。したがって、ほとんど行政サイドとしては住基カードによって事務処理の効率化っていうのは進まないであろうということを推定されていますね。

効率化というよりも新たに住基カードを独自にですね使っていくということがこれから考えていかななくてはいけない問題なんですけど、このアンケートでそれぞれ活用方法をみますと、住民票とか印鑑証明等ですね自動交付ぐらいしか今のところアイデアとしてでおりませんね。今初めて中沢委員のほうから時間外の自動交付という活用方法があるんだということを伺いました。これは確かにそういう意味において一つのメリットはあると思いますが、一般的に考えますと個人的に何回役所に行ってその自動交付をするんだろう、機械の前に行って出すんだろうかと考えると、同じカードでも銀行に行ってお金を払うのとはちょっと次元が違う問題ではないかと。つまり、そこにカードまで必要になるのかどうかという疑問がある。つまり、多少はメリットがあるけれども、それとコストとリスクの問題というのを、これはもう少し考えなければ多少メリットがあっても、だからよしというわけにはいかないんじゃないかということになります。

それに対して国自体がですね、基本的にどのような活用方法を考えているのかということで、今日の資料でもあったので少しいくつかでてきますけれども、どうもちょっとピンとこないものですから、いろんなその本人証明、本人の確認をそのカードでもって行うんだ

と言うんですが、在宅でやるのなら別なんです、役所まで出掛けて行って本人の証明をするためにカードを出すか運転免許証を出すかですね。住民票の場合、印鑑証明とかハンコを持っていけばいいんですけども、その時のそれだけの本人確認の省略化というだけでは有効性には乏しいのではないかなという感じがします。

それではということで次に、このカードを民間で色々な事業に使いましょうというアイデアが出てくるわけですね。その場合に問題なのはですね、おそらく民間がそれをまず使おうと、例えばバスの切符の代わりにこれが使えとかそういう活用事例はあるんですけども、制限とか歯止めとかですね、そういうことをどこまでのところまでの活用を許すかという議論が全然されていないわけですから、そのところは今後もう少しですね、民間がそれをどう使うかということに対してはちゃんと議論して行ってこのカードをいかに使うかと。しかも、そのいわゆるリスクなく使える方式はないのかということを考えていく必要があるだろうという風に感じました。

それで、あと、長くて恐縮ですけども、第二次稼働ということで住基カードがでてくる。それから、あとは、もっとマクロに言うと、電子政府とか電子自治体という世界になってきたときにインフラになるんだというようなお話があります。これは非常に漠としたものですけども、では電子自治体とか電子政府の中身って何ですかということですね、どうもまだ完璧に理解できておりません。したがって、それぞれの行政機関がOA化をすとか電子化をして情報を共有する。あるいは住民に対して情報発信をする。そういう意味においては非常に結構なことだと思いますけども、その時に個人情報の管理のですねカードがどこまでそこに必要になってくるのか、それをどう組み合わせるのかということに対して、漠然とした電子政府、電子自治体の時代になるから、みんなICカードを使ったですね、個人カードを持って、用意をして、それをうまく活用すべきだというのは、ちょっと理論的にはですね、もう少し詰めないと説明不足ではないかなという感じがしております。

それから、ちょっと話が変わりまして3つ目で、財政的に非常に各自治体厳しい中でこれを自治体の予算でやっているわけですが、費用負担と責任という観点からすると、実態としては法定受託事務で、しかも国のほうからはある程度はシステムの内容は一方的に押し付けられている。しかもメリットが冒頭申し上げましたとおり国の行政機関の関係するところにあるということですから、そうなるコストに関しては、それを各自治体が負担するというより、むしろメリットを享受できる国のほうがコストを負担すべきもの、そういう性格のものではないかと。ところが、その名前がいわゆる自治事務というような表現になった扱いになっているためにですね、自治体の責任だと。だからお金も自治体だと。ここに少し捻れがあるのではないかなという感じがします。もし自治事務であるということであるならば、このシステムをどういうふうに事務処理していくか、どういうふうに運営していくか。あるいはですね、自らの住民の情報を外に対してどう出すかに関しては、本来その責任を持っているのは自治体だとすれば、自治体にその裁量権があってもいいはずな

んですけれども、そういうところがですね、まだその自治体としての自らの主張をされているところは今のところ全国で6市町村ということですから、このあたりのところを各自治体がですね、それぞれの自分の責任においてどういうふうにこのシステムをですね維持していくかに関しては、もう少し問題意識を持つ必要があるんだろうと思います。実は問題意識を持っているんだけど、表に出しきれてないというそういう状況かもしれませんけども、どうもその捻れ、つまり自治事務だということと法定受託事務だということの捻れが逆にうまく国のほうから使われてて、現場のほうで混乱しているんじゃないかという印象を受けました。

これは非常にマクロな話なんですけど、色々文句を言っても仕方がないわけでありまして、そうはいても現実に動いているものに対して、今これから我々はどうやっていけば最大限の個人情報保護が図れるかという方策をいろいろ考えていかなければいけないわけがあります。これはまあアンケートから少し逸脱しているかもしれませんが、個人的な意見を申し上げますと、自分の情報が自分の外に行った情報に対しては、行政は責任を持ってないということですから、どうするかっていったら、その情報がどこにいついますか、誰が使っていますか、それをちゃんと把握してください、そしてそれを我々に報告してくださいということを正式に国に対して要求するという、そういうことがまず第一歩だと思います。

特に外部の行政関係の利用が93事務から264事務に拡大しているわけです。これが今後どう拡大していくかわからない。何百という組織がですね、実はですね、コピーをみな自分で抱えるような時代になってくると、これはもう管理ができない、どこかで一箇所穴があくと全部にその情報が漏洩するという非常に大きな問題を持っていますから、自分の権限が及ばないところで、その情報がどう使われているか、少なくともそれをトレースするという権利は情報を持っている自治体にあるわけですから、それを主張するというのを声を大きくして、皆で言わなければいけないと思います。

それがある自治体ではすでに、これは新聞報道ですから、私は個人的にあまり詳しくはありませんが、アクセスログをきちんと保存して、管理をするという仕掛けを自治体独自で作られているということで、視察も多く出ているという記事もありました。ですからそういうものを長野県内でもですね、参考にできることもあればそういう事例をですね、マスターしてですね、そういうところに導入するような対応をするべきだと思います。

それからシステムを各自治体が自分で全部運用管理できない。先ほどの吉田委員のとおり、実は出入りの業者にほとんど任せてしまっている。こういった実態があるわけなんですけれども、その業者がどのくらいのセキュリティ体制をとっているかということが実は、わかっているからいいよというわけでは責任は免れないわけで、したがって委託先の会社の力量なりセキュリティ体制なりということ監査といいますが、チェックする機関、仕掛けそういうものを持っていないと、そこでブラックボックスになっちゃったらあとは下請けの孫受けみたいになって、実はっていう話になりかねない。そのところは行政の皆さ

ん方が積極的に委託先のところをですね、内容をチェックできる。各市町村の人が、無理であれば、なんらかのもっとセキュリティの専門家ですとか組織が、それをチェックできる仕掛けをもっていく必要があるという風に思います。あとはいくつかありますが、簡単に申し上げますと、住民に対する説明がされてないということですから、ある意味ではちゃんと説明すれば不安も解消するんでしょうけれど、なかなかそういう機会が少ないということでもありますから、今後二次稼働になるわけですから、説明をちゃんとしてですね、内容について末端まで広報活動をして、理解してもらうということをする必要は最低限あるだろうと思います。

最後は基本的に結論めいたことになりますけれど、自治事務という運用を前提にするのであれば、最終責任はその自治体にあるわけですから、その自治体が自らの住民の個人情報を守るんであると、それが担保されなければ住基ネットに本来つなぐべきでない、ただし、いきなり切るわけにはいかないわけですから、そのあたりがどこまで安全なのか守れるのか、どこまで守れるのか、どういう場合には自分の所の情報が守れないと、したがって最後の手段をとるんだと基準とか考え方とかそれを条例化していくことをやっていってリスクヘッジをしていく、そういう仕掛けを考えていったほうがいいのではないかというふうに感じました。

不破会長:

ありがとうございます。非常に詳細にアンケートの分析をしていただいて、理論を構築していただいたということと、個人情報保護ということに関して具体的な例示をいくつかいただきました。それでは最後になりましたけど桜井委員のほうからお願いします。

桜井委員:

いまお話を伺ってしまして、私が付け加えることはあまり無いんですけども、アンケート調査を見ての感想から少し申し上げたいと思います。たとえば問4を見ましたらですね、さっきも清水さんがご説明なさいましたけれども、112の市町村の中で住基ネット運用が一番詳しいのは担当職員であるという答えでした。問7を見ますとですね住基ネットの機器の仕様書の内容は誰が作成しているのですかというので、これは全部メーカーの方であるという回答が112団体のなかの109団体でございました。担当職員は非常に詳しいといいながらも、仕様書まで手がまわらないといいますか、それはメーカー任せになっていて、実態として自治体のなかで一番詳しい人が、本当にどのような仕組みでそれが機能するかということにタッチしていないということがここから見えてきます。

それから問9を見ますと、外部のところ、ほとんどすべてを頼っている同じような傾向がここにでているわけです。ここまで見ますと私が思い出すのが、道路公団関係のことなんですね、道路関係4公団で約40兆円の借財を抱えて事実上破綻をしております。これは私たち国民の負担となって将来にわたって私たちがずっと払っていかねばならな

いわけですけれども、道路公団で何が起きたかという、こういう規格の道路を作りますという基本計画を道路公団の技術系の人たちがもはや作ることができない状況に陥っている。これはゼネコンからのコンサルといわれる人たち、技術陣がご奉仕にいきまして、こういう仕様でどうでしょうかと、こういう規格でどうでしょうかと、お金はこのくらいかかりますけど、世界一高い価格です、道路建設を請け負いまして、不必要な橋まで何本も造るといふ、今の40兆の借金になっているわけですね。道路公団関係は非常に多くの技術陣を抱えているんですよ。本当に優秀な人たちが入っているわけですが、彼らはもう規格を自分達でつくれない、彼ら自身が認めていますね。この住基ネットとすごく似ている気がするんですよ。担当職員が一番よく知っていますといいいながらも、全部外部のメーカー任せですね。道路関係4公団でなにが起きたか。私たちは40兆のお金を失いました。

この住基ネットで何が起きるか、お金を失うと同時に個人情報を失います。へたをすればこの住基ネットの仕組みを使って他の多くの情報が処理されるようになります。たとえば兵庫県がですね、この住基ネットの番号を納税目的で使いましょと、これは県の条例でできるわけですね。県や地方自治体が条例でこのようなことに使いますよと定めれば、これは現在の住基ネット法によりますとこれは違法ではない、法的にはどうぞといわなければならぬ。私が思うにはこの住基法というのは、用途を拡大させる余地を意図的に残した意図的に作った法律だと思えます。地方自治体は何にでも使ってくれるのを中央省庁は、総務省は待っている。さっき佐藤さんのほうからのご指摘がございました93事務のはずだったのか171事務増えて264事務になった。それがどこまで増えるかわからない。総務省の人たちは1万800あるすべての事務に使いたいとプライベートには言っているわけですから、いずれそういう方向に行くと思うんですね、そうしましたらこの住基ネットのなかに入った情報というのは、お金と共にどこかに取られてしまう。お金を取られるということは、無駄なお金を使うという意味で、私たちはお金を失います。

そしてこのネットの中に全国3,300弱の自治体のどこからでも入り込めば、情報は取られてしまうかもしれません。このネットに入り込まなくても、いくらでも情報を盗めますよという具体的な事例が、この前の福島県の岩代町というんでしょうかね、あそこのバックアップデータのテープが取られてしまいましたね。私たちは住基ネットというコンピューターの仕組みのなかに個人情報は入っているんだというイメージでとらえていますけれども、そこに働く何万という人、何千ではありません、何万の人たちが、業者の人たちが、ディスクをつくって、それを自分達で持ち歩いている現実があった。しかもそれが取られてしまったというのが、あの事件で分かったわけですから、そのセキュリティのおぞましさというものを考えたときに、まさに佐藤さんが、これは矛盾した仕組みなんだと、私は矛盾した仕組みで、国民に対し背信した仕組みだというふうに感じるくらいの危機感を抱いております。

ですから私たちがすべきことは、本当に各自治体がどういうセキュリティシステムをも

ってきて、そこにアクセスできる人は誰なのか、吉田委員がおっしゃいました、出入りのコンピューター業者はほとんど顔パスで入ることができる。この人をどうやって確認するのか、もしかして富士通とか東芝の制服を着た人がですね、そのふりをして入って来るときは、職員の人はチェックしないわけです。いまそのチェックシステムというのはできていないわけですから、穴だらけの仕組みなんだろうという感じがします。その穴だらけの仕組みである、それに対する不安を感じていますよという長野県下の市町村の不安というのがここによくでてきているのは、一番後ろにあるその自由意見を表現してくださいというところを見るとですね、安心だなんて書いている人は一人もいなくてですね、非常に不安であると、職員は異動があれば替わってしまうし、そのデメリットばかりであると、電子政府が目指しているものが全然分からない、自分達は法律によってやらされているんだということが、ここまではっきりと自由意見としてお書きになったということはそうとうだと思えます。ここに書いている自由意見というのは100%の自由意見ではない。まだ遠慮して書いていると。なぜならば、もちろん秘密は守りますといっても、どういう風に使われるか分からないということがあるに違いないと思いますから、ここに表された実態は非常に強い警告を与えると同時に、私たちはもっと深刻な警告がこの裏に更にあるんだという認識でこの住基ネットのことを考えなければならないと思います。

不破会長:

ありがとうございました。最後のご指摘にあったわけですが、このアンケートをとるに当たって、各市町村がどのくらいアンケートの集計について我々を信じてくださったのかというご指摘がございましたので、ここでもう一度確認をしたいところでありますけれども、アンケートにつきましては、我々審議会のなかでだけ閲覧をする。外部に対しては集計をとった各市町村の名前が出ないものだけを出していく。特に市町村からは名前を出してもらっては困ると回答のある市町村がかなりありますので、そういうところについては特に市町村名が出ないように注意をもって我々のほうで、データは管理するというのをもう一度この場で確認をさせていただきたいと思います。それから櫻井委員の意見はまず市町村がメーカー任せになっている。それによってお金を失うとともに個人のプライバシーを失う、それとセキュリティーシステムにたいへんな問題が生じている。アンケートについてもさらに調査が必要であるというご指摘だと思います。市町村については清水委員からもご指摘がありましたが、今後我々のほうで実際に市町村のほうへ伺いたいと、この場で私のほうから提案をさせていただきたいと思います。調査につきましては各市町村の意向というのもありますので、非公開で我々委員と事務局として市町村課のほうでアポイントをとっていただく等の事務をお願いするとして、調査はすべて非公開で調査をさせていただく、ただし、集計した結果についてはすべて公開をしていくということで、これから更なる調査をさせていただきたいと思います。これは私からの提案です。それにつきまして、それからもう一度各委員からご意見をいただき、各委員のご意見を踏まえたい

えで、また更なる調査という私からの提案も踏まえたうえでご意見を伺いたい。吉田委員から、櫻井委員の方からありましたセキュリティについて、それから福島県であった事件を踏まえてお話しただけませんか。

吉田委員:

現場でのデータの扱いをですね調査する必要があるなと思います。現場のデータというのはですね磁気テープ・CD-ROMのようなもの、これで担当のメーカーさんの方がですねバックアップにとりそれを定期的にメンテナンスをすると、このときに自治体の担当者の方が立会いをしているのかどうか、複数のコピーをとってそれを持ち出しているのかどうか等々、データの扱いについて興味を持っております。今行われていることと、未来に住基ネットがどういうふうに活用されていくのかというお話が、私は一緒になっていると思っていて、問5のその他にもありますけれども、「今のところメリットは少ないが、電子政府自治体の運用が開始になれば、かなりメリットは大きくなると思われる」という話はよくわかるんですけども、いまやらなければいけない、今の運用がどうなっているのかを知って、今の運用の問題点を、今潰しておかなければ大変なことになる。

なぜ大変になるかということ、たとえば私は昔銀行員をしまして、お金を集金に行きますと、無造作にお金を渡してくれます。どこの誰か分かっている人にはお金を預けてくれる。同じようにデータが磁気テープになって、メーカーさんにお渡しされているわけなんですけれども、これは命に関わる問題だと思うんですね。銀行は1千万預かれば、1千万弁償すれば済む話なんですけれども、人のデータというのは命に関わるものだと考えております。米国では米国陸軍の兵隊さんの血液型をですね改ざんされたという裁判記録も残っております。これがもし戦争状態のなかで行われているとすればですね、大変なことになっていただろうと思いますし、オーストラリアではですね病院のカルテがですね改ざんされていることで、実際に人が死んでいるんですね、これは事実です。データはサイバーテロ、人を殺すことができるんですね。これは今しっかりと考えておかないと、後から問題が起こってから考えるということにはならないと思うんです。なんとか士気を高めてそのデータの取り扱いをどうしたらよいか、教育も必要となってくると思うし、それに対する認識を深めるためのコストもかなり大きく影響がでてくるのではないかと考えています。

地方はですね、うまくこういう形でやっておけば国からお金が来るからと、これは自分達でお金を出さなくていいという話で、そういったお話をよく聞くんですけども、きっとそうではなくて、日本の国民皆に直接に最終的には降りかかってくる問題であって、地方とか国とかの単位ではなくて、本当にデータになってしまうことによるメリットですね、はっきりしたものがどこにあるのかということ認識として高めていくという努力が求められてしまうのかなあと考えています。先週よその国では、たとえば韓国では貴重なSQLというデータベースですねトラフィックがぱんぱんになったということで、データ

通信が不能になりましたというお話がありましたけれども、実態としては、あれは政府関係にも繋がっていて、韓国という国はブロードバンド化が非常に進んでいてですね、光ファイバーが大変短い距離でたくさん張り巡らされている。よって事態は深刻化したわけですが、日本の場合はどうかということですね、今各省庁でですねインターネット経由で霞ヶ関WANに入れるという仕組みが各省庁単位でたくさんできています。私も一つプロジェクトに関わっているんですけども、今私の前にあるノートパソコン一つあればですね、現実には霞ヶ関WANに入る仕組みができるんですね、こうなってしまうとですね住基ネットだけではなくて、ありとあらゆるデータ化された国民のデータを、ある特定の職員の単位で読み出すことができる現実がくることとなります。このときに後から問題が起こってから手を打てばいいということではですね、救いきれない問題が起こってくるんだと思います。政府が作った環境で国民の命が危険にさらされるようなものであるならば、今芽を絶たないと駄目だろうと、それに必要な実態を今詳しく知りたいなと思います。

不破会長:

それでは中澤委員いかがでしょうか。

中澤委員:

調査する項目ということによろしいですね。私はですね、住基ネット以外の既存のシステムを運用したときに色々なセキュリティを定めていたと思いますけれども、そういったものと、住基ネット稼動に伴って作ったもの、それを比較しながら見られるような資料が一つあるといいかなと思います。それからもう一つ、住基ネットにしるLGWANにしる非常に厳しいファシリティ条件が出されている。私どものところも現実問題として、あれをクリアするような重要機能機器設置室というような状態にはなっていません。これから15年度の予算でやりたいと思っています。といいますのも、これ自体は昨年6月11日ですか、総務省から技術的指針がでていますが、その時点ですぐ間に合うものではないので、15年度予算でやろうと思っていますが、その部屋の、他の市町村でも苦労なさっていると思いますが、実際どの程度の整備がなされているのか、或いは整備予定なのかというあたりを聞いていただければいいかなと思います。それから長野県の場合は民間会社に委託されて、データもそちらのほうはかなり持っているということがかなりありますので、そういった実態をお聞きするのがいいんじゃないかなと思います。

不破会長:

清水委員いかがでしょうか。

清水委員:

意見交換ということになりますと、コンピュータ機器を使うということは、大変有意義

なことだと思うんですけど、なんでこんな使い方になってしまうのかなと、なんでこの住基ネットのようにですね、この非効率的な作り方をするのかと疑問で、例えば上伊那なら上伊那というエリアで有意義な、使う必要があるから成長していくというのであればわかるんですけども、各自治体がどういうネットワークを作りたいのか、積極的に住基ネットを成長させるということは、各自治体ではできないわけですね。これは、仕様書にしても先ほど言われたようにオリジナルで作ることはできなくて、総務省なり、地方自治情報センターのほうから、これでやりなさいということを決められて、Windowsなんていうのを採用したのも冗談じゃないよと思っている自治体も相当あるはずなのに、それでなければいけないとなってしまうので、本来であれば、各自治体の力量で違ったもっと良いものができるはずなので、これからの調査については、住基ネットについてどういう問題点があるのかと併せて、どういうものなら作りたいかをですね、そういうものがあればそういった話も聞きたい。

我々のこういった会議というのは、確かに住基ネットの会議ではありますが、単にその仕組みの良し悪しだけではなくて、先を先導するようなものを出していったほうが自治体にとっても役に立つかな、これが良いこれが悪いではなくて、自治体で作りたいものについて、我々も協力できる面があるのではないかと、やはり現場で担当職員や課長あたりくらいまでは相当話し込ませていただいて、今まで出ているデータやアンケートだけではなくて、いろんなところで出ているアンケート、或いはコメントには出ていないような細かいところまで聞き込んで、今のレベルでこういう事ができる、こういうところまでやらなければならない、市町村にとって意味のある、彼らにとって我々と関わることがプラスになるような形の調査を行いたいと思うんですね。それと住基ネットから離れるかもしれないんですが、行政のなかでネットワークを使っていくということはですね、従来の人事とかですね、意思決定過程というのは全然変わってしまうと思っているんですよ。もっといい仕組みになっていくもだと思ってしまうんですけども、自治体の中での庁内LANの使い方なり、位置付けなりですね、意思決定過程の人事の変化というものが取組みがされているんですかね。それはそれ、違うんでしょうかね。私はものすごく変わっていく要素がある仕組みだと思うんですね。これは中澤さんに聞けるのかなと思うんですがいかがですか。

中澤委員:

私どもは、庁内の情報系のネットワークといたしますが、そういったものは扱っていません。それ自体は個々の自治体で整備しております。私は市町村の実態は掴んでおりません。

私どもで扱っているものは、あくまでも基幹業務の情報ということですよ。

状況は各市町村によってずいぶん違うと思います。

不破会長:

それでは次に、佐藤委員いかがでしょうか。

佐藤委員:

先ほども申し上げましたので簡単に申し上げますが、アンケートとしては、相当なものだと思います。生の声をもう少し継続してですね聞きたい。不安と思っている内容に関してその項目をもう少し分析をすると、以外とこのシステムの運用上の問題というのが、浮き彫りになってくるんじゃないかという気がします。住基ネットそのものはベースとして住民オンラインというのがあって、基本的には各自治体が個別に運営していて、そこからデータを出して国・県に上げるという仕組みですから、その元となる住民オンラインのシステムが、どの程度セキュリティないし信頼性、どういう運用をしているかということも、せっかく現場にいきますから、そのあたりも実態を把握したい、そこから場合によっては運用の問題が出てくる可能性があるわけですね。それはもう何年も運営されてきているわけですが、大本はそこにデータがあるわけですから、必ずしもそこから連携する部分だけで、いわゆるセキュリティホールがあるわけではないわけで、そのところも万全なら万全でいいわけですが、少し興味があるところです。

ネットワーク全体に関しては、いま行政のなかで、いろんなネットワークがあると、住基ネットだけじゃなくて、まあ将来的にはL G W A Nもでてくる。情報系も、ある場合によっては、会計の問題もある。特に霞ヶ関を中心としたなかで、縦割りでいろいろな系列のネットワークもでてくる。それに対して各行政が、市町村単位でどういうネットワークを作ればいいのかという問題も非常に大きな問題。これは住基ネット固有の問題ではないわけですが、それをコストを下げる、データを有効活用する、という名目で統合するという考え方もある。今のところ私は個人的には反対でありまして、住基ネットと絶対分けておくべきであろうという気はしております。

そのときにその手のネットワークはどうありますか、その手のネットワークのところにも関連する住民情報は入っていませんか、住基ネットはちゃんと守ったと、重要レーンのところから実は情報系としてデータが抽出されて、それが違う情報系のところにもどんどん入っていて、そこが実は役場のなかにあるどの端末でも照会できてしまうような環境はないのでしょうか。というようなそういうネットワークをですね、現場に行けばある程度見えるのではないかということで、住基ネットを視点にはしますが、そもそもベースとなるオンラインシステムはどうですか、それからそれを取り巻く他のネットワークとの連携においてデータはどう流れますかというあたりのところの現場を少し見せてもらいたいと思っています。

不破会長:

私も、オンラインシステムについては非常に調べたいことがありまして、例えばアクセスログがきちんととられているから安心かということそうではなくて、例えばAさんの情報がどこかで漏れていたようだと思ったときに、アクセスログを見れば、たとえばAさん

の情報を1万人の人がアクセスしていたと、正規の職員の方が1万回アクセスしていたということは、容疑者が1万人いるということがわかるだけであって、それ以外の何者でもないというのが今のアクセスログ、まして外部の業者にそのデータが出ているのであれば、そこから先は全くログは取れないということですので、そのあたりは是非とも私も調査したいと思っております。櫻井委員いかがでしょうか。

櫻井委員:

自由意見のところをしてみますとですね、現在の業務形態でも十分であると考えという意見などが表現されておまして、だからといってすぐそのとおりということはないんですけれども、このシステムそのものがですね、今よりも良い状況に私たちの情報生活をもっていってくれるかという、かならずしもそうではないということが随所に現れているわけですね。私はこの事務が自治事務であることを知らなかった人が約4割もいるということを含めて、本当に地方自治体が、このシステムのなかに入っていたいのかどうか、というのはですね、すごく遠慮した書き方ですけども、入ってたくないというのがすごく滲んでいるように思いますので、今、国会のなかでも地方自治体の選択性というものを考えたらどうかというものが非常に少数ですけども出てきつつあるわけですね。この住基ネットに加わるのか加わらないのか、地方自治体ごとに決められるようにしましょうという一種の修正案を出しましょうという動きがございます。ただ、これに対しては、締め付けが非常に厳しいですから、修正案が議員立法の形でどうか私はわからないと思うんですけども、せっかくの調査ですから、もしそのような選択性になったらあなたのところはどうしますかというのを是非聞いてほしいと思うんですね。そうなるかどうかわからないんですけども、もし選択性になったときにどうなさいますかということ是非聞いていただきたいというふうに思います。

日本全体のあり方が、さっき吉田さんが、各省庁がインターネット経由で結べるようになりつつあるというのは、これ、あほとちゃうかと実は私は思うんですね、こんな国ないですよ。おそらく日本が初めてじゃないかと思うんですけども、インターネット経由で各省庁の連絡ができる。つまり情報の受渡しができる。どういう事故が起きるかもわからないし、しかも日本が使っているのは、Windowsの機種でございますから、これは日本人の個人情報だけではなくてですね、防衛情報ですとか金融情報とかですね、ありとあらゆる情報が取られてしまう。取ってくださいといわんばかりのことで、こんな国家が考えて、それを地方自治体に押し付けてですね、この住基ネットというのは自治体ならば絶対拒否してもよいと思っているんですね。こういう実態をきちんと地方の方たちに説明したうえで、こういう脆弱性を内包した脆弱性の真っ只中にあるシステムなんだけれども、それでもいいですかということ是非聞いてほしいと思います。

清水委員:

先ほど吉田さんが韓国の話をしてくれましたけれども、新聞の記事にも出ているようにウイルスではなくてワームなんですよね。報道では、その後1日半で修復しましたという。問題が解決したかのような報道のされ方をしているんですけれども、そうではないんじゃないかということ、今日来る間にですね吉田さんから話を聞きまして、ここで披露してもらったほうがいいんじゃないかと思うんですが。

吉田委員:

CNNのニュースではかなり詳しくでていたんですけれども、政府系のネットワークにも結構つながっていたと、それからウイルスではなくてワームであると、ワームというのは何かといいますと自己増殖をして、ある特定のトリガーに対するものを、プログラムを走らせることができることですね。ウイルスというのはただ単に感染するだけ、自分のコンピュータが、データを消されたり或いはデータを改ざんされたりするだけです。ワームは自己増殖をします。かつ、ある特定のプログラムを実行することができます。つまり感染したサーバのなかのデータを外に持ち出すことが可能になる。韓国のほうではですね、自らも調査をしていますけれども、米国のNSAというのがあるんですね、ナショナルセキュリティエージェンシー。彼らも実は調査をし始めている。実はこれは韓国で起こったことかもしれないけれども、米国でもあるかもしれない。そういうことはとても重要なポイントになるかもしれない。さっきお話ししましたが、日本政府もインターネット経由で接続を許すようになっている。日本は本当に大丈夫だったのかということだと思います。まずは、韓国の実態も調べる必要があるなあと私は考えています。

櫻井委員:

そういう意味ですね、私はこの審議会でできるかどうかわからないんですが、韓国で起きたことは、決してこの住基ネットに無関係ではない。韓国まで調査に行くことができるかわからないんですが、とても大切なポイントだと私は考えております。

不破会長:

今回の週末のワームの騒ぎは、韓国だけで起きたわけではなくて、日本でも起きて、実際私の勤め先の大学も攻撃の対象になって大混乱をいたしましたので、対岸の火事ではないと思います。それでは皆様のご意見が一巡いたしましたので、一度ここで県のご意見も少しいただきたいと思うんですけれども、前回の審議会において、県のほうでもいろいろな問合せが、各市町村から来ているというお話もありましたし、それも踏まえて、このアンケート結果をどのようにお感じになったかというのをお話いただけませんか。

山本市町村課長:

市町村課長の山本でございます。調査結果を拝見いたしまして、私どもの方にも色々と

電話等いただいたものもあったわけですが、実際内容等を吟味してみて、今回たくさんデータを見させていただいて、また生の声を聞くのは大事なことだと、また調査をしていただき、またまとめていただきまして感謝を申し上げたいと思います。市町村の皆様の生の声、先ほど会長さんがおっしゃられたように、完全ではないかもしれないと思われませんが、生の声が反映されているというふうに考えております。そういったことで、こちらに書いたことが大事だと思います。

私どもの考えといたしましては、市町村の担当者の皆様との連携をさらに深めていかなければいけないというふうに考えております。個々にはセキュリティの不安ですとか、事務の負担が多いですとか、メリットが感じられないとか、国・県の説明が足りないとか、小規模の町村の実態をわかってほしいというような切実な厳しいご意見がございまして、県も今後ともできる仕事はしていかなければいけないと考えております。こうした自治体の声も聞かせていただきましたので、いろんな機会を通じましてこういった声をフィードバックしながら、本日公表になりますので、会長さんの名前で各市町村のほうにはすぐにお送りしたいと思います。ホームページに載せるといったような形をとりまして、また、調査結果を送りまして、それに対してのご意見ですとか感想とかを市町村課へ出していただく。そういったこともよろしいかなと思っております。

県として、考えられる対策というのを市町村と一緒に考えていきたいと思っておりますし、国とか指定情報処理機関のほうへ、言うべきことがありましたらお伝えするというような対応を、市町村担当者、また、住民の皆様方の不安を少しでも解消するように話していきたいと思っております。具体的には住基システムの事務を研究していく市町村の集まりのほうに、積極的に顔を出したり、また住民と話し合いまして、情報のフィードバックですとか要望や意見に対する回答、それから時期をみまして事務についての説明会ですとか、勉強会こういったことをやりまして、顔の見える関係のなかでやっていきたいと考えています。

田中知事:

住基ネットを理解している首長は、120市町村のなかの一人が答えているだけですから、私も或いは119団体のほうにいれるのではないかという気がしないでもありませんが、議論を聞いていて、あらためて思いましたのは、非常にこの問題がですね、こういう言い方をすると失礼にあたるかもしれませんが、正に市民という個人を守ると、それを阻害するものと良い意味で戦う共和党的な櫻井よしこさんと、個人の市民を守るといいながら日本では民主党的な私が同じような考えをもつというところに面白さを感じます。ただ国家権力というのは管理するというのが、本来仕事だといえるわけなんです。どうもこの住基の問題というのは管理をされるのがいやだという意見があるんですけど、これでは古い市民運動の域を出ないんじゃないかと。ただ、管理をすると胸を張る以上は、保護するということがあってこそ管理をする意味がかるうじてあるわけですし、その意味では先ほどの吉田さんや櫻井さんのお話のような霞ヶ関WANや、或いは国家防衛機密と、本来

国がやることは、外交と防衛ぐらいでございましょうけれども、そこまで容易に入れてしまうということに、これは威張りとしての管理だけで本来の責務であるところの保護というところに達していないのではないかという気がするんですね。

ただ私はこうした220万県民の県知事を務めていますから、その人間として、このアンケート調査を見て感じたことは、私たちは税金を頂戴して仕事をしていますので、良い意味で税の執行が効率的、効率的というのではサービス低下ではなくてですね、そのいただいた税に見合うだけの利便であったり、幸せというのをもたらさなければいけないということです。その点ではこの112の市町村のうちの102の市町村の担当者の方が自身体にとって負担の割にメリットが少ないと答えてらっしゃるということです。現行のなかで、パスポートに必要な本籍地のデータというものは、このネットワークに組み込まれていないわけですから、住基ネットを構築し運営していてもですね、パスポートの申請の手間は変わらないというわけで、ところがこのことを3分の2以上の市町村の方は、メリットが少ないという一方であって、気付いてらっしゃらないですね。というのは68%の市町村が、国等の行政機関に関する本人確認情報提供は、住民にとって有意義だとおっしゃっていますけれども、ご自分も税金を使う住民の組織ですから、この点の落差というものはなんなのかなという気がいたします。それは住基のなかに今後は本籍も入れ込むのだと、その事務手数料もかかるかもしれません。入れ込むことになるかもしれません。

逆に言いますと、一番市町村にとって有意義なのは、いつでも何処でも誰でもじゃないですか、本人確認しますから、いつでも何処でも長野県民が霧の摩周湖や西表島へ行ったときにも、長野県民であるアイデンティティがあやふやであると、心細く思ったら住民票が取れるということが謳い文句になっているわけですが、ただ住民票の発行手数料というのが、今後市町村に入るのか入らないのか、このあたりが恐らく半数以上の市町村が認識なすってらっしゃらないということです。そういたしますと補助金行政がちょっといいとは思っていませんけれども、交付税で措置されているといいますけど、交付税は大変に総額のあやふやなものですから、どこでどれだけもらったのかわからないわけですし、極論を言いますと、住民票の発行手数料というの小さな自治体にとっては、換価しえぬ税収でして、これは減り、けれどもこのメンテナンス料はいったいいくらぐらいで、設備も自治体がみんな負担して、管理も自治体が負担していくわけですし、極論すると、ダブルの税収減であるのではないかという気がしなくもないわけです。

他方で、これ法定受託事務ではなくて、皆さんおっしゃったように自治事務ですから、極論すると基礎自治体の長は、今は個人は問われなくなったんだと思いますが、基礎自治体が損害賠償責任を負うことになるわけでございまして、長野県はその間にはいつて国との手引き師をやる、手配師をやることでして、国自体はこの問題で住民から訴えられることはないということになりますから、これは120の市町村で構成されていて、また120の市町村が自律的に活気ある分子運動をしなくちゃいけないと常々申している私からすると、税収減にはなり損害賠償責任の恐れがあり、そして費用は自らも負担すると、外部の

業者の方が112団体のうち109団体作成をなされたが無理からぬことだとおっしゃる方もいるでしょうけれども、これは先ほど櫻井さんの話で、道路公団の話でたいへんにならずけたんですが、実はこれ多くの造船会社や鉄鋼メーカーが広域のいわゆる高度化した焼却場というようなもののプラントに活路を見出しているんですけれども、この金額を見ますと、みな同じスペックで、土地代は別として台湾や香港やインドネシア或いはアメリカで造ったものと同じ、日本の名だたる造船会社や鉄鋼メーカーが造ったものが、同じ国内でこうした自治体の広域のごみ焼却場を造る場合、3倍から4倍の費用になっているわけでごさいます、これから環境という名前だったらお金はなんでも出せるという錦の御旗の元にこうした救い方があると、他方で海外では大変に恐らくはボランティア的に貢献しているという歪んだボランティア国家ですけど、この問題、これは形を変えたコンピューターネットワークというものはですね、バブルな公共事業となってしまったんじゃないかと。

長野県は、今後は、メンターという形ですね、外部に投げるのではなくて、こうした人たちに適切な費用や、他の者でもメンテナンス可能な互換性というものを作っていただくんですけれども、先ほどの櫻井さんがおっしゃった、直接この本論と離れるかもしれませんが、すべてコンサルの人に丸投げしているうちにコンサルに牛耳られてしまった道路公団とおっしゃいましたが、これは長野県の公共事業も同じでして、コンサルに丸投げしているうちにコンサルに丸下げされているような形でして、こうやって考えますと、首長の認識が的確かどうか担当者が不安になっているだけでなく、先ほどのパスポートの問題、住民票の問題、正にその責任の問題といくつか大きな課題があるなあということをおのアンケートの結果を見まして、あらためて感じました。

先ほども市町村課の山本のほうからもこのデータを共有化してと申し上げましたが、共有化するよりも恐らくこのそれぞれの担当者が、自身の戸惑いを吐露されているわけですし、同様のことを是非委員の方々にお願いしたいのは、情報を提供するだけですと、行政のよくあるポスターを作る啓発活動となんら変わりませんので、基礎自治体のそうした担当者の方々に、同様の戸惑いをたとえば乗り越えて独自に研究なさっていたり実践なさっているような、全国3千いくつもごさいますから、なかにはそうした有為な方もいらっしゃるかもしれません。そうした方にいたずらに不安をあおるということではなくてですね、やはり冷静にありのままのもの、また私たちはどう乗り越えなければならないのか、対処するのかということをおね、私どもの職員のみならず市町村の職員にもお話をさせていただけるような方がいらっしゃればですね、是非今日ではなくても結構ですからなるべく早めにご推薦いただいて、そうした活動が、ちょうど階段の踊り場で宙ぶらりん状態の長野県にとっては必要なことかなと。あるいは皆さんが委員におなりいただきましたから、先ほど来の皆さんのさまざまなご判断に基づく調査等には、それを損なわないようにお手伝いすることですし、この委員会も県外の表現者の方もおいでになっているからだけではなくて、ある意味では国なりの求めに応じて作った委員会とはいえ、たいへんこの委員会は

注目されているかと思しますので、先ほどの櫻井さんのご提案も含めて、私ども財政厳しき折りなので、一日1億3千万円も利息を払っている大借金県なので、なるべくお金がかからないというのは切に望むところでありますが、是非この場の議論だけでない行動をされる委員会であると嬉しく思います。

不破会長:

ありがとうございます。まだご意見があろうかと思しますが、このあたりでこの議論の整理をしたいと思します。

清水委員:

ちょっといいですか、最後のほうで知事がおっしゃったことと関係するんですが、長野県以外の職員の意見を聞こうということも私も考えておりました、全国というところで見るときにはやはり、相当に住基本ネットの問題について研究している人とか、考えていて、現場の実情も踏まえて自分達は本来こういう制度を作りたいんだというようなものを持っているような人を、全国を探すといるんですね、何人か。ですので、この審議会の場にするか、或いは次回までの間の調査の間に取り組むかはともかくとして、そういった人たちから話を聞くということもしたほうが県内の調査をするときにですね、有意義だと思します。

不破会長:

今後の我々の活動についてなんですけれども、いくつかの市町村にこのアンケートを踏まえた上でさらに調査に行く、聞き取り調査に行くということに関しましては皆さんご異議ないでしょうか。

吉田委員からは、現場でのデータの扱いについても調べる必要があるのではないかと。

中澤委員からは、住基ネット前のシステム、住基ネット後のシステムについて、また、データの管理の実態について調べる必要があるのではないかと。

清水委員のほうからは、担当者が何を作りたいのかといった、担当者との意見を交換を行いたい。

私のほうからは、セキュリティについての考えを聞きたい。

櫻井委員のほうからは、離脱も含めた選択というものができるのであれば、どう考えますかということも聞きたい。

いくつかのご意見がございました。この点をふまえて各市町村に、我々の方で、この市町村の意見を聴きたいということも事務局のほうに申し上げて、事務局のほうでアポイント等調整をいただいて、我々の方で出向かせていただくというようなやり方で、少し調査をさせていただければと思します。具体的には事務局と今後詰めてどのようにやっていくのかを、この委員会が終わったあとと打合せをさせていただければと思しますのでよろしく

お願いします。

もう一つアンケートにつきまして、これをホームページで公開等するわけですが、ただ質問を見ただけで、いったいこの質問はどういう意味があるのかなかなかわかりにくいものもあるかと思えます。そこで各質問について少しこれを書かれた清水委員を中心に解説をちょっと入れる必要があるのではないかということと、それから、まだ8市町村きてないわけですから、そこからくることもありますので、適宜ホームページ上で最新の情報を、解説もふまえて載せていくということをしていただきたいと思います。そして知事のほうからもありました他県の担当者、他のいろいろな賢者の意見を聞く場につきましても、今清水委員のほうからそういう人を知っているというお話がありましたので、どのような形で聞くのかをこのあと、事務局を交えて少し調整をいただければと思います。それから韓国のワームについての調査、櫻井委員のほうから是非必要なことじゃないかということで、どのような形で行うかはあれですけど、吉田委員がそういうセキュリティについてはご専門であられるので、吉田委員を中心に事務局と打合せの上で、どのように調べていくのかご検討をいただければというふうに思います。

田中知事:

首長がどの程度のご認識か、県政レポートという知事から毎月出すレポートがありますので、そのなかでも分かり易くこのことはお伝えする必要があると思います。

不破会長:

わかりました。その点もふまえてもう少し調査を進めてまいりたいと思います。その他として何かご意見はございますでしょうか。

中澤委員:

現実に住基ネットの運用が始まっているのも事実なんですね、住基法第30条の5に基づき市町村長は県知事に本人確認情報を通知するというのが始まって現にデータも県に集まっています。そういう運用がなされているということを踏まえまして、本来この審議会のなかでは、県における管理がどうなされているかというのが一番のテーマであると思いますね。市町村を調査するというに反対するわけではないですが、県で情報をどう管理し、どう活用し、どう対策を講じているのかそういったことに対して、この審議会ではどう検証していくべきなのか、そういった話も次回から入れていただきたいと思います。

不破会長:

前回は少し時間がなくて、できなかった緊急時の対策などもあろうかとも思いますが、事務局からその点について発言をいただければ。

山本市町村課長:

それでは先ほど中澤委員さんからお聞きしました県における情報管理等はどうかという
ようなことですが、私どもこの審議会をお願いしたときに、この審議会には、各
年度等の状況をご報告する必要があるのではないかと考えておりました、この3月で14
年度が終了いたしますので、14年度の状況、これにつきましては、指定情報処機関の方
に照会をいたしまして、どのような情報提供がなされたのか、いま現在のシステムでわか
る範囲でお聞きをしたいと、市町村とやり取りをしているなかででてきた今日のアンケー
ト以外のご意見とを一緒にしましてご報告をさせていただきたいと考えております。その
なかで前回資料を送らせていただきました緊急時対応計画につきましても、ご意見等あれ
ば頂戴してよりよい対応計画にしていきたいとこのように考えております。時期といたし
ましては、この審議が終了した後ということになりますけれども通常のご報告をさせてい
ただければと思います。それから緊急時対応計画でございますが、前回は資料を送らせて
いただきまして、審議のお時間がなかったんですが、本日も、今後の審議事項等ござい
ますから、できましたら委員の皆様方からそれぞれご意見をいただきまして、県におい
てご意見頂戴しましたところで、ご意見をふまえた形での修正を行いまして、その結果を
ご報告申し上げるといふかたちで進めさせていただければありがたいと、また意見をいた
だく方法等につきましては、事務局のほうからご相談させていただきたいと思っております、
それも併せてお願いしたいと思っております。

不破会長:

よろしく申し上げます。中澤委員がご指摘のとおり各市町村が非常に気を使いながら集
めたデータを県がいったいどのように扱っているのか、確かに大事な点で、この審議事項
は委員会の大事な審議事項でございますので、次回はそれについて時間をとっていただ
いて報告をいただければと思います。今、事務局から説明のありました点につきまして、各
委員の皆様にはそのようにご理解ご承知をいただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

それでは次回の審議会の開催時期について事務局のほうから申し上げます。

山本市町村課長:

次回でございますが、先ほど申し上げましたが、今年度の状況ということになりますと、
新年度ということになります。今後4月には統一地方選挙がございまして、全県多くの市
町村で選挙が行われるということで、この場で日程調整を行うということは難しいもので
すから、その状況を見ましてあらためてご都合をお伺いしたいと考えております。

櫻井委員:

是非3月中とか、できたら私は2月中にやったほうがいいと思います。

田中知事:

今申し上げたように、2月の21日の金曜日が、24日の月曜日が、25日の火曜日でしたら私どもは対応できます。

不破会長:

それでは日程調整できれば2月に開ければ開くということで、日程調整をさせていただきたいと思います。それから必要に応じて我々だけが集まってワーキングということも開催は可能かと思しますのでまたよろしくをお願いします。

(次回審議会の日程調整)

不破会長:

それでは次回は2月21日ということで時間と場所は事務局のほうからご連絡いただくということでよろしくをお願いします。

本日は闊達なご議論をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして第2回の審議会のほうを閉会させていただきます。ありがとうございました。